

第 27 号議案

平成 28 年度 豊後大野市病院事業特別会計補正予算 (第 4 号)

(総 則)

第 1 条 平成 28 年度豊後大野市病院事業特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 病院

患者数	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)	
入院患者数 (一般病床)	53,122人	△ 1,144 人	51,978人	1日平均 142.41人
入院患者数 (療養型病床医療)	8,395人	△ 631 人	7,764人	1日平均 21.27人
入院患者数 (療養型病床介護)	3,504人	△ 1,033 人	2,471人	1日平均 6.77人
外来患者数	92,230人	△ 3,519 人	88,711人	1日平均 363.57人

(2) すこやか訪問看護ステーション

利用者数	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)	
利用者数	3,360人	640 人	4,000人	1月平均 333.33人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 病院事業収益	3,712,107千円	△ 68,059 千円	3,644,048千円
第 1 項 医業収益	3,292,797千円	△ 189,817 千円	3,102,980千円
第 2 項 医業外収益	388,671千円	112,306 千円	500,977千円
第 3 項 特別利益	1千円	7,426 千円	7,427千円
第 4 項 すこやか訪問看護ステーション収益	30,638千円	2,026 千円	32,664千円

支 出 (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	3,877,319千円	△ 43,666千円	3,833,653千円
第1項 医業費用	3,754,571千円	△ 46,634千円	3,707,937千円
第2項 医業外費用	80,104千円	1,522千円	81,626千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション費用	42,642千円	1,446千円	44,088千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額100,158千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,485千円及び当年度分損益勘定留保資金93,673千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額224,228千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,485千円及び過年度分損益勘定留保資金217,743千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	157,022千円	△ 124,069千円	32,953千円
第1項 出資金	99,332千円	△ 99,332千円	0千円
第2項 補助金	1千円	△ 1千円	0千円
第3項 繰入金	3,688千円	△ 535千円	3,153千円
第4項 寄付金	1千円	△ 1千円	0千円
第5項 企業債	54,000千円	△ 24,200千円	29,800千円

支 出 (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	257,180千円	1千円	257,181千円
第2項 企業債償還金	162,433千円	1千円	162,434千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械購入	54,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市及び病院財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	29,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 給与費	2,200,700千円	△ 22,923千円	2,177,777千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた病院運営及び医療機器等施設整備のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(1) 収益的収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
国民健康保険特別会計から	国民健康保険保健事業補助金 1千円	215千円	216千円
	救急患者受入体制支援事業補助金 1千円	△ 1千円	0千円
(2) 資本的収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
国民健康保険特別会計から	国保診療施設整備補助金 3,688千円	△ 535千円	3,153千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
たな卸資産購入限度額	599,112千円	3,777千円	602,889千円

平成29年2月24日提出  
豊後大野市長 橋本祐輔